

# 「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第2版（案）」の概要

## 第1章 総論【新規追加】

### 見直しの趣旨

- 現行計画において、策定（平成23年度）から中期目標年度（平成32年度）の中間年度（平成27年度）における見直しを規定
- 見直しに際しては、以下の社会背景や目標への進捗状況などを考慮
  - ・「東日本大震災を受けたエネルギー政策」「IPCC第5次評価報告書」「国の適応計画」「COP21におけるパリ協定」など

### 計画の位置づけ

- ・ 温対法に基づき策定
- ・ 環境基本計画の個別計画

### 計画の構成

（本計画の構成を示す）

## 第2章 地球温暖化の現状と対策の動向【旧第1章】

### 地球温暖化の現状

- （1）地球温暖化のメカニズム/（2）地球温暖化による気温の上昇/（3）地球温暖化による影響

### 地球温暖化対策の動向

（国内及び国外における温暖化対策に関する主な動向を記載）

## 第3章 岐阜県の温室効果ガス排出量等の現況【旧第2章】

### 岐阜県の自然的特性

- （1）位置・地勢/（2）土地利用/（3）気象条件

### 岐阜県の社会的特性

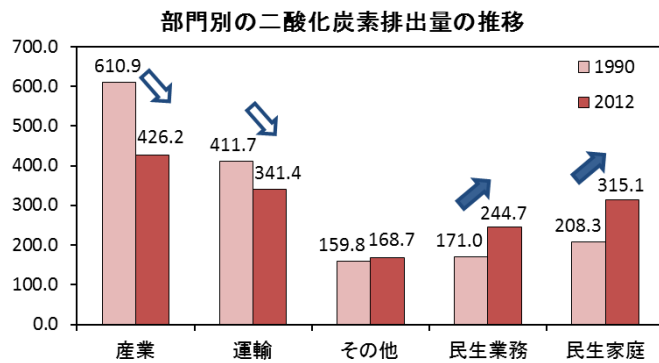
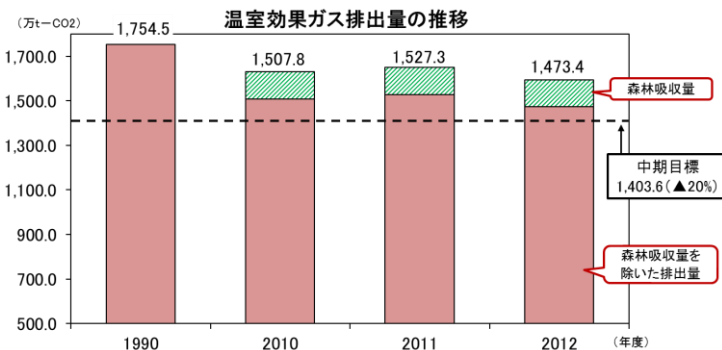
- （1）人口・世帯数/（2）経済活動/（3）交通

### 県民の地球温暖化に対する意識

- （1）環境に関する県民等意識調査結果  
（2）県政モニターアンケート結果

### 県内の温室効果ガス排出量の推移

- 基準年（1990年）度：1,755 万t-CO<sub>2</sub>
- 2012年度実績（最新）  
排出量：1,594 万t-CO<sub>2</sub>（基準年度比▲9.2%）  
森林吸収量：120.5 万t-CO<sub>2</sub>
- 部門別二酸化炭素排出量の推移
- 部門別二酸化炭素排出量の増減要因分析



## 第4章 当初計画に基づく施策の実施状況【新規追加】

### 当初計画の施策体系/施策の実施状況

- （1）新エネルギーの利用促進
- （2）ライフスタイルを変えるための動機付けとなる機会の提供
- （3）事業者の事業活動の把握と地球温暖化対策の支援
- （4）地域環境の整備及び改善
- （5）森林の整備と新たな環境価値の創出

### 温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況

- 1990年度比▲16.0%（森林吸収量加味）
- 無対策時の将来排出量予測（BAUケース）
- 削減・吸収見込量の見直し
- BAUケースと削減・吸収見込み量からの達成見込

➡ 当初計画の見直しに当たっての視点を整理

## 第5章 温室効果ガス排出量の削減目標の設定【旧第3章】

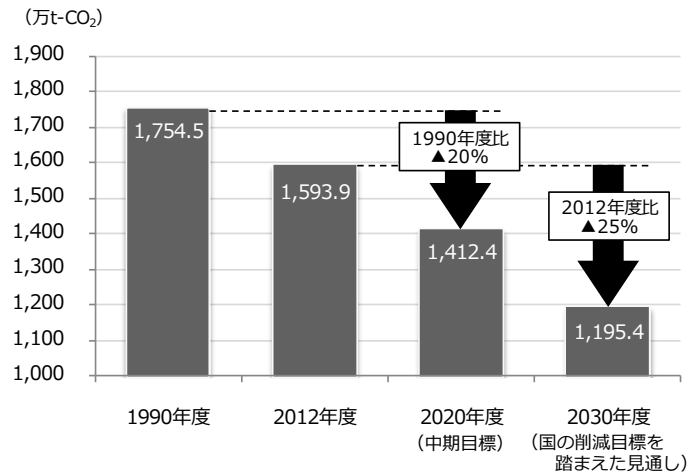
### 中期目標及び長期目標の設定

岐阜県内の温室効果ガス総排出量の削減目標  
→未達成の当初計画の削減目標を維持

	目標年度	基準年度	削減目標
中期目標	2020	1990	▲20%
長期目標	2050	1990	▲80%

### 国の削減目標を踏まえた岐阜県の見通し 国の温室効果ガス削減目標

2030年度までに2013年度比▲26%  
→2012年度比に換算※すると▲25%  
※県内の排出量の把握が2012年度までであるため



温室効果ガス排出量の削減目標

## 第6章 温室効果ガス排出削減等に関する取組み【旧第4章】

### 本計画の施策体系

- (1) 次世代エネルギーの利用促進
- (2) ライフスタイルを変えるための動機付けとなる機会の提供
- (3) 事業者の事業活動の把握と地球温暖化対策の支援
- (4) 地域環境の整備及び改善
- (5) 森林の整備と新たな環境価値の創出

### 重点プロジェクト

- 家庭における温室効果ガス排出削減推進プロジェクト

### 2020 (平成32) 年度に目指す姿

- (1) 家庭/ (2) 事業者/ (3) コミュニティ/ 県内の先進事例

## 第7章 地球温暖化に対する適応の方向性【新規追加】

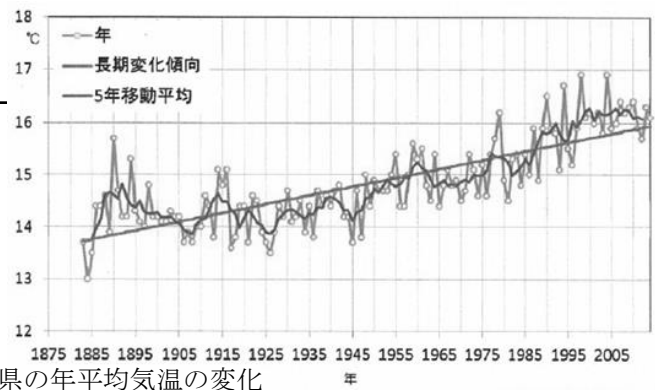
### 適応の必要性

- 適応とは  
地球の温暖化は進行しており、既に人々や生態系に様々な影響を及ぼしている。既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対応していく「適応」が必要である。
- 国の適応の考え方  
2015 (平成27) 年11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定。この中で、地域での適応の推進を規定。
- 岐阜県の気象の将来予測
- 適応に関する県民の意識

### 地球温暖化による影響と対策

- (1) 防災分野
- (2) 健康分野
- (3) 農業分野
- (4) 自然生態系分野

### 適応の進め方を整理



## 第8章 計画の推進【旧第5章】

### 各主体の役割

- (1) 県民/ (2) 事業者/ (3) NPO等民間団体
- (4) 市町村/ (5) 県

### 計画の進行管理

- (1) 温室効果ガス排出量の経年把握及び公表
- (2) 実行計画の改定・見直し